

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 15 日

盛岡広域環境組合管理者 内 舘 茂

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ごみ処理施設整備予定地補償物件調査業務委託
- (2) 履 行 場 所 盛岡市上厨川字川原外地内
- (3) 履 行 期 間 278 日間（連休加算 9 日間を含む。）
- (4) 業務の概要 ごみ処理施設整備事業に伴う移転物件等の調査積算及び建物等の移転補償金の算定を行うものである。

（新規調査）

権利者数 32 権利者

木造建物 C（70 m²未満）の調査及び算定 2 棟

木造建物 C（70 m²以上 130 m²未満）の調査及び算定 3 棟

木造建物 C（130 m²以上 200 m²未満）の調査及び算定 1 棟

木造建物 C（300 m²以上 450 m²未満）の調査及び算定 1 棟

非木造建物 B（ハ）（200 m²未満）の調査及び算定 5 棟

非木造建物 B（イ）（200 m²未満）の調査及び算定 2 棟

非木造建物 B（イ）（200 m²以上 400 m²未満）の調査及び算定 1 棟

附帯工作物（工場等の敷地（500 m²以上 1,000 m²未満））の調査及び算定 2 箇所

附帯工作物（工場等の敷地（1,000 m²以上 2,000 m²未満））の調査及び算定 1 箇所

附帯工作物（工場等の敷地（2,000 m²以上 4,000 m²未満））の調査及び算定 1 箇所

附帯工作物（工場等の敷地（4,000 m²以上 8,000 m²未満））の調査及び算定 1 箇所

附帯工作物（工場等の敷地（12,000 m²以上 20,000 m²未満））の調査及び算定 1 箇所

工作物等（立竹木（用材林）丘陵地）の調査及び算定 44.3×1000 m²

附帯工作物（独立工作物）の調査及び算定 1 箇所

動産（倉庫（50 m²未満））の調査及び算定 2 事業所

動産（倉庫（50 m²以上 150 m²未満））の調査及び算定 8 事業所

動産（倉庫（150 m²以上 350 m²未満））の調査及び算定 1 事業所

動産（倉庫（350 m²以上 600 m²未満））の調査及び算定 1 事業所

動産（事務所（50 m²以上 150 m²未満））の調査及び算定 2 事業所

動産（事務所（150 m²以上 350 m²未満））の調査及び算定 1 事業所
移転雑費の調査及び算定 32 所有者
消費税等調査（営業調査なし）の調査及び算定 7 事業者

2 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月2日（月） 10時00分
- (2) 場 所 盛岡市役所若園町分庁舎5階502会議室
執行即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡広域環境組合を構成する市町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- (6) 令和6・7年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格 補償関係コンサルタント業務甲の者で、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）における物件部門及び営業補償・特殊補償部門の登録を受けている者であること。
 - イ 上記物件部門及び営業補償・特殊補償部門の各補償業務管理士を有する者であること。
 - ウ 建築士法第2条に規定する一級建築士又は二級建築士を有する者であること。

4 設計図書の閲覧及び契約条項等の交付

本組合のホームページからファイルをダウンロードすること。

5 入札参加申し込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みを行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数
 - ア 入札参加資格確認申請書 1部
 - イ 入札参加資格確認書（建設関連業務委託）
 - ウ 3(6)アに掲げる補償コンサルタント登録通知書又は証明書の写し 1部
 - エ 3(6)イに掲げる職員の資格を確認できる書類 1部
 - オ 3(6)ウに掲げる職員の資格を確認できる書類 1部
 - カ 3(6)イ及びウに掲げる職員が特に期間を定めることなく入札に参加する者に雇用されていることが確認できる書類 1部
- (2) 入札参加申請手続

- ア 申込方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。
- イ 受付期限 令和 7 年 5 月 27 日（火）正午までとする。郵送の場合にあっては、当該書類が受付期限前日までに盛岡市役所若園町分庁舎に書類が到達したものに限り。
- ウ 受付場所 盛岡広域環境組合 施設課

(3) 留意事項

- ア 記載する日付は提出日とすること。
- イ 郵送による申請の場合は、提出期限までに電話により提出書類の到着確認を行うこと。
- ウ 組合は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

6 入札参加申請者への確認通知

- (1) 入札参加申請者には、申請書の確認後、入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。（通知予定日：令和 7 年 5 月 29 日（木））
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

7 入札保証金

盛岡広域環境組合競争入札参加者心得第 4 (1) 又は (2) に該当する場合には免除する。

8 入札の方法

- (1) 入札者は、入札書及び確認通知書を 2 (1) の日時に 2 (2) の場所に持参し提出すること。郵便による入札は認めない。
- (2) 代理人により入札させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。
なお、入札書には委任者氏名（法人にあっては商号）を記載のうえ、必ず代理人の記名押印をすること。代理人の記名押印のない入札書は無効とする。

9 入札の回数

3 回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

10 入札書記載金額

入札書は盛岡広域環境組合競争入札参加者心得第 13 によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

本業務委託は、予定価格以下で最低の価格で落札した者（最低制限価格未滿で入札した者を除く。）を落札者として決定する。

12 契約書作成の要否

要 業務委託契約書による。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に揚げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 5に揚げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札条件に違反した入札

14 入札の辞退

盛岡広域環境組合競争入札参加者心得第 17 の規定によること。

15 その他

- (1) 現場説明は、行わない。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び設計図書に関する事項についての質問は、令和 7 年 5 月 21 日（水）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡広域環境組合施設課あて提出すること。

提出された質問に対する回答は、質問事項と回答を取りまとめて、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 7 年 5 月 26 日（月）（予定）までに本組合の公告板及びホームページで公表する。

※電話又は口頭での対応は行わない。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とすることがある。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

電子メールアドレス sisetu@morioka-env.jp

盛岡広域環境組合 施設課 Tel:019-681-0753 Fax:019-623-5553